

・東京地方裁判所の仮処分決定が出ました(法的拘束力があります)。

JMIU支部と高田組合員の全面的勝利です。

JMIU組合員の高田です。私は、明石営業所への不当な配置転換(配転)の無効と地位保全(明石営業所に勤務する義務がないこと)の仮処分決定を求めて、東京地方裁判所に申し立てしていました(同時に東京都労働委員会にも不当労働行為の救済を求めて申し立てしています)。2月28日(金)に東京地方裁判所の仮処分決定が出ました。以下のとおり、会社による不当労働行為を認定し、明石への配転は無効。したがって、明石営業所に勤務する義務のないことを認定しました。

<東京地方裁判所の決定の内容>

- ① 高田組合員の明石営業所への配転命令は、JMIU支部を存続させないという会社の不当労働行為(支配介入)に当たり無効。
- ② JMIUと高田が「JMIU脱退決議の無効を主張することは(会社が言う)不当な言いがかりとはいえない」。高田は、引き続き脱退決議無効を主張しJMIU組合員としての活動をしている。
- ③ 配転は、高田のJMIU支部の活動を著しく困難にする一方で、緊急の必要性も、人選の合理性もあつたとは認めがたい。
- ④ したがって、配転命令は無効。高田は明石営業所に勤務する義務はない。

・高田は、東京本社に戻り、くらしと雇用をまもり、企業の将来展望をつくるために、JMIU支部の活動を続けます。

上記の仮処分決定により、私は東京本社に戻って働き続けるとともに、JMIU東京測器研究所支部の活動を行います。当面は会社に対し、不当配転を撤回し原職に復帰させること、および2014年春闘要求の提出をおこないます。会社には、直ちにJMIUとの団交に応じることを求めます(昨年10月15日以降、会社はJMIUとの面会すら拒否しています)。

裁判所の決定は、あまりにも明白な会社の不当労働行為(労働組合法に違反する違法行為)を認定して、そのうえで配転無効を決定しました。会社は、裁判所の決定に従い、不当労働行為を反省し、JMIUとJMIU支部との正常な労使関係を回復させるように求めます。

従業員のみなさん。JMIUとともに、くらしと雇用をまもるためにがんばりましょう。ご意見、感想をお寄せください。